

- 01 (法定)相殺とは、対立する債権を有する二当事者が互いの債権・債務を消滅させる内容の合意をすることにより、対象となった債権が消滅する場合のことを言う。相殺を主張する側が有している債権を自働債権あるいは能動債権、その相手方が有する債権を受働債権あるいは反対債権と言う。[超基本]
- 02 二当事者間で対立している債権がある場合にのみ、(法定)相殺は可能であり、他人の債権による相殺はできない。[やや難]
- 03 消滅時効にかかった債権の(法定)相殺は、それを自働債権とする場合も受働債権とする場合も、禁止されていない。[超基本]
- 04 Yは、既に時効消滅したAのXに対する債権を譲り受けて、これを自働債権として、自己のXに対する債務と相殺することができる。[やや難]
- 05 XがAに対する貸金債権を担保するため、Y所有の不動産に抵当権の設定を受けた。Aが債務不履行に陥ったので、Xがこの抵当権の実行を申し立てた場合において、YがXに対して被担保債権額以上の金銭債権を有しているときであっても、判例によれば、Yは相殺を主張して抵当権の実行に異議を述べることはできない。学説にもこの判例に反対する見解はない。[やや難]
- 06 Aが真の債権者XになりすましてXの定期預金債権を担保に、そのような事実を過失なく知らなかったY銀行から貸付けを受けた。X名義の冒用を知った後で、Xの定期預金の満期に伴う払戻請求に対して、Yが「Aに対する貸付金を自働債権とする相殺をした」と主張しても、YはXの請求を拒むことができない。
- 07 金銭債権と、同価値のカメラの引渡請求権とを、相殺することはできない。委任契約の受任者が委任者に対して取得する代弁済請求権は金銭債権なので、受任者は、委任者に対して負う金銭債務と相殺することができる。
- 08 相殺には、簡易決済機能・公平維持機能があるのみならず、担保的機能があり、相殺予約と組み合わせて、非典型の物的担保の一種として活用されている。[超基本]
- 09 XのYに対する1000万円の債権の履行期が2011年8月8日、YのXに対する800万円の債権の履行期が同年9月9日であり、当事者間に別段の合意がない場合、8月8日に、Xは相殺できるが、Yはできない。しかし、Yが8月8日にXから請求を受けても履行をしないまま9月9日になれば、Yも相殺を主張できるようになる。
- 10 XがYに、商品甲を300万円で売る契約を結んだ。Yには、Xに対する別件の300万円の貸金債権があり、両債権は共に弁済期が到来していた。この場合、Xの売買代金の支払い請求に対して、Yは相殺を主張することができるが、Yの貸金債権の支払請求に対して、Xは相殺を主張することができない。
- 11 当事者は、合意により、自分たちの間で生じた債権について相殺を禁止することができ、この合意により、双方の債権は相殺のできない債権になる。たとえば、XA間に相殺禁止の特約がある場合、AのXに対する債権の譲受人Yが、XのYに対する別口の債権の履行請求に対して、譲受債権による相殺を主張しても、XはYの相殺が無効であると主張することができる。[超基本]
- 12 不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権として借入金債務と相殺を主張することはできる。[超基本]
- 13 判例によれば、交差点での出会い頭の衝突事故で自動車運転者の双方が負傷し、相互に相手方に損害賠償債務を負う場合、いずれの当事者も相殺を主張することができる。
- 14 差押禁止債権や賃金債権を受働債権とする相殺はできないが、自働債権とする相殺はできる。
- 15 債権が差し押さえられた場合、被差押債権を受働債権とする相殺も自働債権とする相殺もできない。[超基本]
- 16 相殺の意思表示は、受働債権につき支払訴訟が係属している場合でも、裁判外で行えば足りる。受働債権が譲渡されて譲受人から支払請求を受けた場合、債務者が譲渡前に譲渡人に対して取得し相殺適状にあった自働債権によってする相殺は、譲受人ではなく、譲渡人に対して行わなければならない。[やや難]
- 17 YがXに対する債権で相殺を主張する場合、XのYに対する受働債権が複数あれば、どの債権と相殺するか明示しなければ、相殺は効力を生じない。[超基本]
- 18 相殺によって受働債権が消滅する相手方の地位の安定を考慮し、相殺の意思表示には条件や期限を付けることが許されない。しかし、停止条件付の相殺合意など、相手方との特約による場合は、許される。
- 19 XのYに対する1000万円の債権の履行期が2011年8月8日、YのXに対する800万円の債権の履行期が同年9

月9日の場合、9月9日が到来したからといって、両債権は当然に相殺によって消滅するものではないが、YがXの支払請求に対して、同年10月10日に相殺の意思表示をすれば、Yは、9月10日以降の履行遅滞責任を負わない。

- 20 貸與人Xが賃借人Yの賃料不払いを理由に賃貸借契約の解除の意思表示を行った。これに対して、賃借人が解除の意思表示前に相殺適状にあった反対債権による相殺を主張すれば、相殺の遡及効により、債務不履行がなかったことになるので、賃貸借契約の解除は効力を生じない。【やや難】
- 21 Aは、Yに対して12月12日に期限の来る500万円の $\alpha$ 債権を有している。この債権を、Aの債権者であるXが差し押さえた。この後に、YがAに対して11月11日にすでに期限が到来した600万円の $\beta$ 債権を取得した場合でも、Yは、相殺を主張して、Xの支払請求を拒むことができない。【超基本】
- 22 Aは、Yに対して12月12日に期限の来る500万円の $\alpha$ 債権を有している。この債権を、11月11日にAの債権者であるXが差し押さえた。しかし、この差押えがされる前に、YがAに対して10月10日にすでに期限が到来した600万円の $\beta$ 債権を取得していた。昭和39年の大法廷判決によれば、Yは、相殺を主張できない。
- 23 Aは、Yに対して10月10日に期限の到来した500万円の $\alpha$ 債権を有している。この債権を、11月11日にAの債権者であるXが差し押さえた。しかし、この差押えがされる前に、YがAに対して12月12日に期限の到来する600万円の $\beta$ 債権を取得していた。昭和45年の大法廷判決によれば、Yは、AY間に何らの特約がなくても、直ちに相殺を主張することができる。
- 24 AとYが、「AがYに対して有する $\alpha$ 債権について差押えの申立てがされ、または、Aに対して倒産手続開始の申立てがされた場合には、Aは、この時点でYに対し負担している $\beta$ 債務につき期限の利益を喪失し、Yは、 $\alpha \cdot \beta$ 両債権を相殺することができる」旨の合意をしていた。この場合において、Aの債権者であるXが、 $\alpha$ 債権を差し押さえた。現在の判例理論によれば、期限の利益喪失特約が公示されているかXがそれを知っている場合に限り、Yは、直ちに相殺を主張することができる。【やや難】
- 25 将来においてある一定の事態が生じたならば相殺をする旨の両当事者の合意や相殺適状を到来させる旨の合意も、私的自治の原則から、原則として有効であり、この合意によって実際に相殺の効果が生じて債権が消滅したことは、契約外の第三者に対しても主張できる。【やや難】
- 26 Xが、AのYに対するAの $\alpha$ 債権を差し押さえて転付命令を受け、Yの自己に対する $\beta$ 債権を受働債権とする相殺を主張した。ところが、Yは、その後に、Aに対する $\gamma$ 債権を自働債権として $\alpha$ 債権との相殺を主張した。この場合において、 $\alpha$ 債権と $\beta$ 債権が相殺適状となるより前に、 $\alpha$ 債権と $\gamma$ 債権が相殺適状になる方が早いときには、判例によれば、Xの相殺の主張よりもYの相殺の主張が優先する。【難】

【賃料債権に対する抵当権者の物上代位と賃借人による相殺の優劣】

以下の4問 (27~30) については、次の場合を共通の前提として答えなさい。

XはAに対する建物建築の資金として融資を行い、この貸金債権を担保するため、完成した建物に抵当権の設定を受けて登記を備えた。その後、Aが敷金の預託を受けて建物をYに賃貸した。AがXに対する債務を弁済できなかったため、Xは、Yに対してAが有する賃料債権を、抵当権の物上代位に基づいて差し押さえ、Yに支払いを求めた。判例によるとして、以下の場合について答えなさい。

- 27 Yが、Aに対する敷金返還請求権を自働債権として相殺を主張し、賃料の支払いを拒むことはできない。
- 28 YがAに対する建設協力金債権を建物建築前に取得し、差押え後にその弁済期が到来して賃料債権と相殺適状になっていたとしても、Yが相殺を主張して賃料の支払いを拒むことはできない。【やや難】
- 29 YがAに対する貸金債権を賃貸借契約後に取得し、差押え前に発生していた賃料債務との間で相殺適状が生じ、すでに相殺を主張していたとしても、Yが、相殺を主張して賃料の支払いを拒むことはできない。【難】
- 30 Xの差押え後に、Yは、いずれ抵当権に基づく建物の競売がなされるだろうと予期して、Aとの間で賃貸借契約を合意解除し、建物から退去した。退去後も、Yは退去前に生じた未払賃料債務全額をXに弁済しなければならぬ。【やや難】